

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	18
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyozimu.htm

執行機関名 京都府知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第13条第2項に規定する不妊治療を受ける者又は肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等に対する難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく特定医療費の支給に関する事務に準じて行う事務であって規則で定めるもの【肝炎医療費の給付】
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第12の項 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第13条第2項に規定する不妊治療を受ける者又は肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等に対する難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく特定医療費の支給に関する事務に準じて行う事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1 目的 国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療)によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の高額な医療費が高額になること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては府民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱